

改正森林経営管理法の概要

林野庁森林整備部森林利用課
森林集積推進室

利用期を迎えた我が国の森林について、森林の集積・集約化により「森林資源の循環利用」を進めるため、令和7年5月に森林経営管理法を改正しました（令和8年4月1日施行）。本稿においては、法改正に至った背景や改正内容についてご紹介します。

1. 社会情勢と現行制度の概要

我が国において森林の多くが資源として利用可能な段階を迎える中で、森林吸収源対策や花粉症対策の観点からも、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林の循環利用を進めていく必要性が高まっています。森林の循環利用の現状を見てみると、主伐面積は増加している一方で、森林所有者の高齢化や相続による世代交代が進んでおり、森林の経営意欲の低い森林所有者が増加していること

等を背景に、再造林は低位に推移しています。また、我が国の森林は、小規模零細かつ分散的な所有構造にあることから、森林施業が分散的に行われ効率性を欠くことが多くなっており、林業経営体に面向にまとまった形で森林を集め、森林施業を効率的に行えるようにすることが重要です。

こうした中、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進するため、平成30年に森林経営管理条例が制定されました。この法律に基づく森林経営管理制度は、所有者自らが森林の経営管理を行えない場合に、市町村が所有者から森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については林業経営体に再委託し、林業経営に適さない森林については市町村が自ら管理を行うことにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進する仕組みです（図1）。

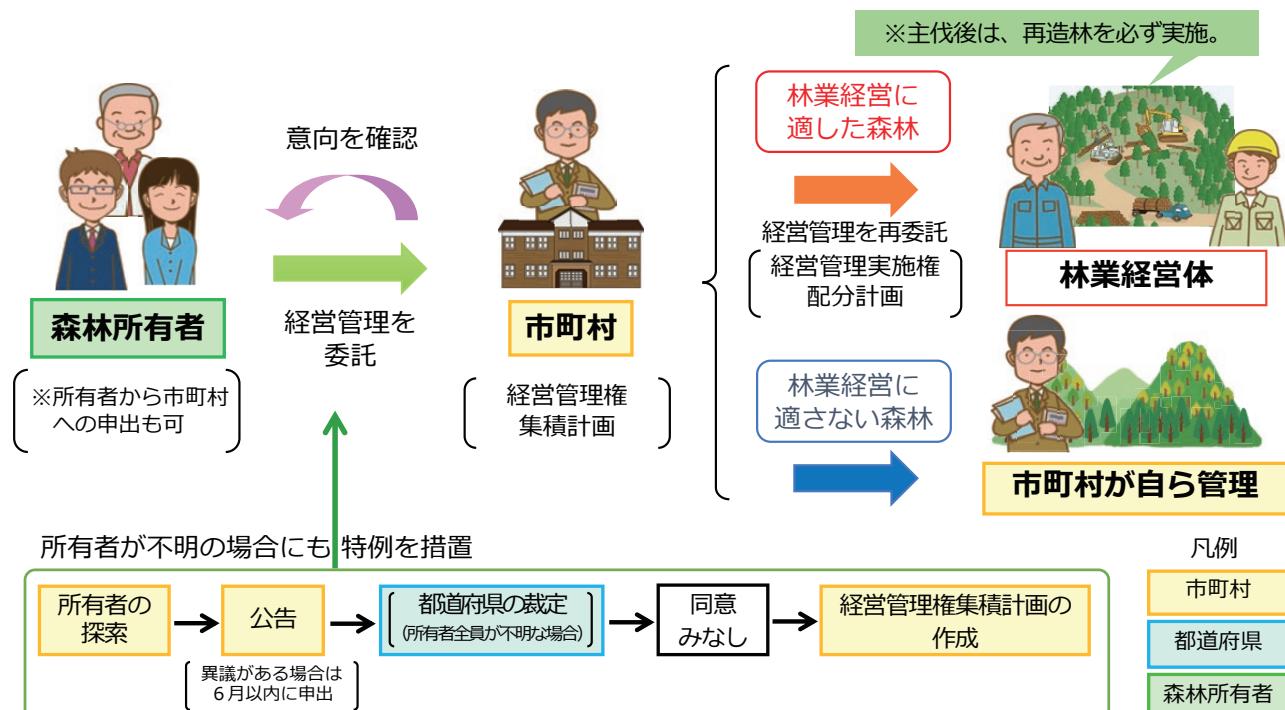


図1：森林経営管理制度の仕組み（現行）

この際、森林所有者に代わって森林の経営管理が行えるよう、市町村には経営管理権、林業経営体には経営管理実施権という権利が、それぞれ設定されます。また、市町村から再委託を受ける者は、都道府県から公表された一定の要件を満たす林業経営体とするとともに、経営管理実施権が設定された森林については、主伐後の再造林を義務付けるなど、適切な経営管理を担保しています。さらに、近年増加している所有者が不明な森林等においても、探索・公告など一定の手続きを経ることで、市町村への経営管理権の設定を可能とする特例を措置しています（図1）。

2. 現行制度の現状

森林経営管理制度の運用開始から5年あまりが経過する中、制度の活用が必要な市町村の9割超において、計約103万haの森林について所有者への意向調査が実施されるなど、取組を進めさせていただいているところです。意向調査において市町村への委託を希望する旨の回答があった面積は約22.6万haであり、森林所有者から市町村へ経営管理を委託した面積は約2万haとなっています。また、市町村への委託のほか、直接林業経営体へあせんしたり、所有者との協定による間伐を実施したりといった制度以外の取組も含めれば、市町村への委託希望のあった森林の半分程度は森林整備につながっているところです。一

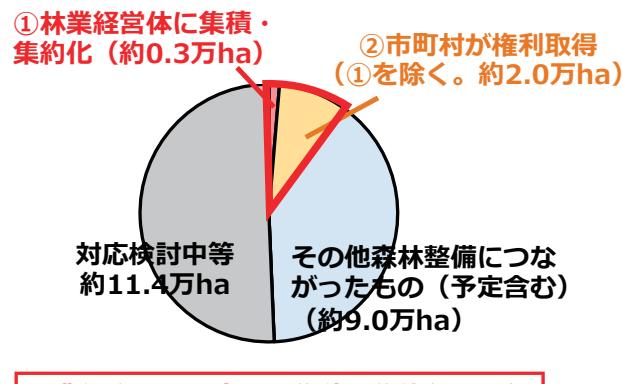


図2：制度に基づく集積・集約化の進捗
(令和5年度末時点)

方で、市町村から林業経営体へ再委託することにより集積・集約化した森林の面積は約0.3万haと低位に推移しており、林業経営に適した森林における循環利用に対する本制度の貢献が限定的であることが課題となっています（図2）。

このような林業経営体への集積・集約化にうまくつながっていない状況は、受け手となる林業経営体などの地域の関係者と市町村との連携が不十分であることが一因と考えられます。林野庁として、森林を持続的に管理しつつその循環利用が適切に進んでいく体制を構築していくために、この森林経営管理制度について、より一層の活用を促進していきたいと考えている中、これまでの運用状況を踏まえ、以下のとおり、①市町村の事務負担の軽減、②地域の関係者の連携を強化する新たな仕組み（「集約化構想」制度）の創設という2つの柱で制度改革を行うこととしました（図3）。

市町村の事務負担の軽減

- ・経営管理権の設定における手続要件等の緩和
- ・市町村の事務を支援する法人の指定制度の創設 等

集積・集約化を進めるための新たな仕組みの創設

関係者で話し合い、集約化の絵姿となる集約化構想を作成

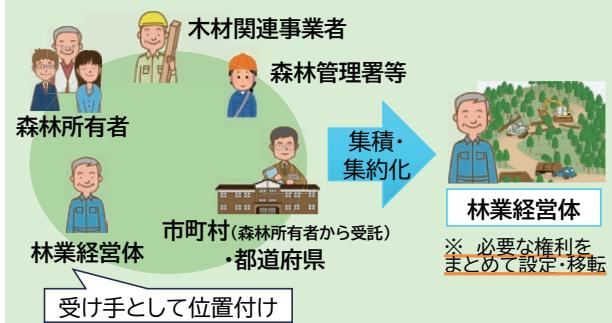


図3：森林経営管理制度の改正の概要

3. 改正法の概要①

—市町村の事務負担の軽減—

第一に、市町村の事務負担の軽減です。法改正に先立って各市町村に行ったアンケート

等では、少ない人員で森林經營管理制度を含む森林政策を担っている現状や、専門性が求められる政策分野にもかかわらず定期的な人事異動によって森林政策の知見が蓄積されづらい構造があることが明らかになったのに加えて、制度推進上も、小規模分散的な所有構造や所有者不明森林の存在、担い手不足など林業全体として抱える課題への対応が求められており、各市町村のご担当者が直面する課題の多さが改めて明らかになりました。

そこで、今回の改正では、森林經營管理制度の負担となっている事務として約9割の市町村が挙げた「権利集積に係る関係権利者の全員同意要件」について、収入間伐を含む間伐全般と保育施業に限り、共有林の2分の1超の持分を持つ者の同意でよいこととするほか、所有者不明森林等の特例について、市町村への經營管理権の設定に係る公告期間を6か月から2か月に短縮するなどの措置を講ずることとしました。

加えて、市町村の人員不足等への対応として、市町村が、専門的な知見やノウハウを持つ法人を「經營管理支援法人（支援法人）」として指定し、そのサポートを受けられる制度を創設しました。

支援法人は、市町村からの委託等により、「森林所有者からの相談対応」「境界明確化」「森林所有者の探索」「森林調査」等の様々な業務を実施することを想定しています。また指定先としては、都道府県等が設置した公益法人や、専門技術を持つ林業団体、ICT技術を活用する民間企業などをイメージ

しており、今後幅広い者に参入いただくことも期待しています。（これらの一部の業務やこれ以外の業務を行うことも可能です。また指定は任意であり、一市町村が複数の法人を指定することや、指定をせずに委託することももちろん可能です。）

なお、支援法人の指定により、法人側にも、公的信用の付与により森林所有者や地域住民への活動が行いやすくなることなどのメリットがあります。

4. 改正法の概要②

—地域の関係者の連携を強化し集積・集約化を進める新たな仕組みの創設—

第二に、森林經營管理制度を、より森林の循環利用へ貢献できる仕組みにすることです。

現行制度を活用して森林整備につなげている市町村の中には、あらかじめ地域の関係者で協議を行い、周辺の小規模分散森林も加えた集約化や、効率的な路網配置を計画するなど、面的なまとまりをもって林業經營体に権利設定を行っている好事例があります。こうした話合いの仕組みを制度化し、市町村と林業經營体、地域の関係者が連携して、路網整備や境界明確化、所有者不明森林等の課題に対応することで、前述のような森林について、林業經營体に対し長期的安定的な権利を迅速に設定し、森林の集積・集約化を進めやすくする新たな仕組み（「集約化構想」制度）を創設することとしました（図4）。

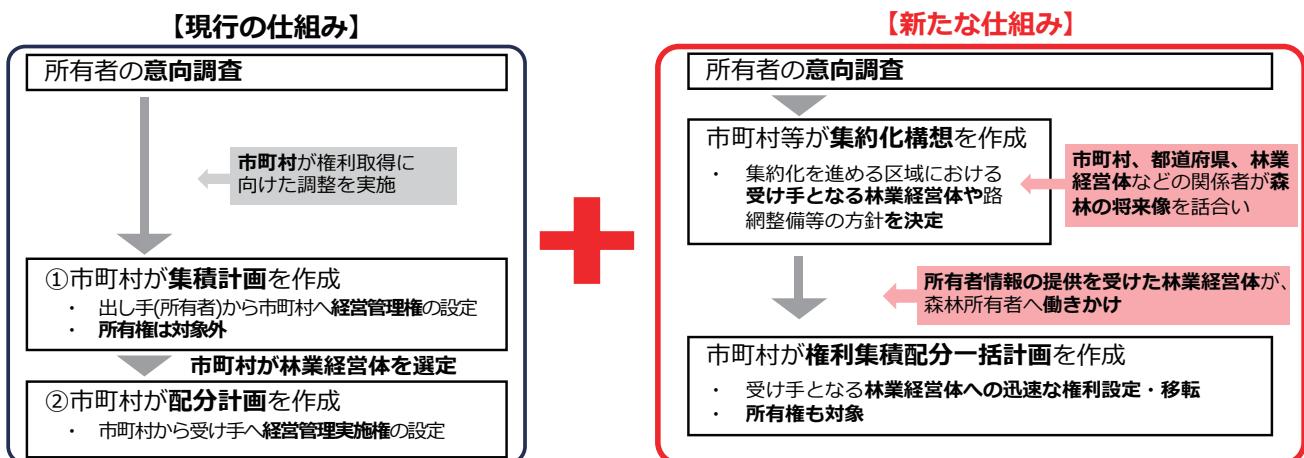


図4：集積・集約化を進める新たな仕組み（「集約化構想」制度）の創設

具体的には、まず、市町村は単独又は他の市町村や都道府県と共同で、林業経営体を含む地域の関係者と協議（話し合い）し、経営管理の集約化に向けた将来像（絵姿）として、集約化を図る区域や方針、受け手となる林業経営体などを記載した「集約化構想」を作成します。

「集約化構想」に基づき、市町村への経営管理権の集積、及び林業経営体への経営管理実施権の設定を一括して行う「権利集積配分一括計画（一括計画）」（現行の集積計画と配分計画を一つにしたもの）を作成して、出し手である森林所有者から受け手となる林業経営体に権利を設定します。なお、この計画においては、森林所有者から林業経営体に対して所有権を移転することも可能としています。

この集約化構想の仕組みは、林業経営体との連携を重視し、林業経営体からも市町村にその作成を提案できるようにも措置していますので、林業経営体の皆様からも積極的に市町村へお声がけいただき、制度がより円滑に実施されることを期待しています。

なお、令和8年度より、都道府県から公表された受け手となることを希望する林業経営体が、森林の集積・集約化のために必要な資金を調達する際に（独）農林漁業信用基金の債務保証を利用する場合の最大5年間の保証料免除及び（株）日本政策金融公庫の資金を借り入れる際の利子助成の金融支援措置を予定しています。このほか、受け手となった林業経営体が、一括計画に基づいて所有権を取得する際の森林取得資金について、日本政策金融公庫の林業経営育成資金（森林取得）により、長期低利融資を措置（最長25年、上限20億円）することなどを予定しています。これらについて、活用をご検討ください。

5. おわりに

我が国の人工林の多くが利用期を迎える中、2050年ネット・ゼロの実現等に向け、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を図っていくためには、小規模分散の森林所有をまとめて効率的・効果的に経営管理していくことが不可欠です。

このため、今般、森林経営に係る権利設定を進めていく上での課題等を踏まえ、森林経営管理法の改正により、①制度を担う市町村の事務負担の軽減を図るとともに、②地域の関係者の連携のもとで再造林等にも責任を持って取り組む林業経営体への権利設定を迅速に進める新たな仕組みを設けることで、森林の集積・集約化を一層進めていくこととした。

林野庁としては、令和8年4月1日の施行に向け、制度の運用を担う市町村や都道府県の職員の方々がスムーズに業務に当たることができるよう、また、林業経営体、森林所有者の皆様が安心して制度を活用できるよう準備を進め、制度の円滑な運用を後押ししていきたいと考えています。森林の循環利用と適正管理の推進に向け、全力で取り組んでまいりますので、皆様におかれても、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

